

受命裁判官認印

受命裁判官認印

第 1 0 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示 平成 3 0 年 (ワ) 第 1 3 2 4 号
期 日 令和元年 1 2 月 2 6 日 午前 1 0 時 0 0 分
場 所 等 神戸地方裁判所第 4 民事部準備手続室
受 命 裁 判 官 阿 多 麻 子
受 命 裁 判 官 牛 濱 裕 輝
裁 判 所 書 記 官 藤 井 智 幸
出 頭 し た 当 事 者 等 原告代表者 鈴木尉久
原告代理人 北村拓也
被告ら代理人 志和謙祐
指 定 期 日

当 事 者 の 陳 述 等

当事者間に別紙のとおり和解成立

裁判所書記官 藤 井 智 幸

(別紙)

第1 当事者の表示

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号兵庫県母子会館2階

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

同代表者理事 鈴木 尉 久

同訴訟代理人弁護士 北 村 拓 也

同 重 村 禎 昭

同 勝 又 陽 香

神戸市長田区浜添通2丁目1番2-1号

被告 株式会社関西住宅設備

同代表者代表取締役 桑 原 亮

大阪府堺市堺区甲斐町東6丁1番4-510号

被告 株式会社アールサービス

同代表者代表取締役 桑 原 亮

被告ら訴訟代理人弁護士 志 和 謙 祐

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状及び訴えの追加的変更申立書記載のとおりであるからこれらを引用する。

第3 和解条項

1 被告らは、令和2年2月1日以降、被告らとの間で訪問販売にかかる上下水道に関する工事請負契約を締結し又は締結しようとする者に対し、別紙クーリング・オフ告知文言目録記載の各文言が記載された契約書面を使用しない。

2 被告らは、被告らとの間で訪問販売にかかる上下水道に関する工事請負契約を締結し又は締結しようとする者に対し、当該契約の申

込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該契約について、特定商取引に関する法律第26条第6項第1号に当たらない場合には、同法9条の適用がない旨を告げない。

- 3 被告らは、被告らとの間で訪問販売にかかる上下水道に関する工事請負契約を締結し又は締結しようとする者に対し、当該契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為をしない。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告らは、原告と被告らとの間には、本和解条項に定めるもののほか、本件に関し、何らの債権債務関係も存しないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

クーリング・オフ告知文言目録

1 【クーリング・オフについて】

1. お客様が、弊社にお電話等で住居での作業を要請された場合で、弊社により行った作業が、お客様がお電話等で要請された作業の範囲を超えない場合、原則として、契約の申込みの撤回または解除（以下、「クーリング・オフ」といいます。）の対象となりません。
2. お客様が、最初のお電話等での要請に加えて、追加または変更の要請をお電話等で行った場合で、弊社により行った作業が、お客様がお電話等で要請された作業の範囲を超えないときは、原則として、クーリング・オフの対象となりません。
3. 弊社により行った作業が、お客様がお電話等で要請された作業の範囲を超える場合（例えば、お客様がお電話で台所蛇口の水道の修理を要請しお客様が追加または変更の要請電話等をされないで、台所蛇口の交換に至った場合など）は、クーリング・オフの対象となります。
4. お客様が事業者で、その営業活動に関連して弊社に作業を依頼した場合は、クーリング・オフの対象となりません。
5. 3,000円未満の現金取引である場合は、クーリング・オフの対象となりません。

2 【クーリング・オフについて】

1. 弊社により行った作業が、お客様がお電話等で要請された作業の範囲を超える場合（例えば、お客様がお電話で台所の水漏れの修理を要請し、その修理のために弊社が来訪した際に、台所の水漏れ以外に、台所のリフォームを新たに勧誘して、台所のリフォームに至った場合など）は、契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）の対象となります。

2. お客様が、弊社にお電話等で住居での作業を要請された場合で、弊社により行った作業が、お客様がお電話等で要請された範囲を超えない場合〔来訪した際に十分に説明させていただきますが、例えば、トイレの詰まりの修理を要請し、その修理のために弊社が来訪した際に、弊社による調査の結果、トイレの詰まりの原因が排水管内の汚物等の詰まりにあり、排水管内の汚物等を除去しないとトイレの詰まりが解消しない場合、排水管内の汚物等を除去するためにする作業は、お客様がお電話等で要請された作業（トイレの詰まりの修理）の範囲内と評価されることもあります。〕、クーリング・オフの対象とならない場合があります。
3. お客様が事業者で、その営業活動に関連して弊社に作業を依頼した場合には、クーリング・オフの対象となりません。
4. 3000円未満の現金取引である場合は、クーリング・オフの対象となりません。

これは正本である。

令和元年12月26日

神戸地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 藤井智幸

